

「大学入試英語成績提供システム」運営要項

平成 29 年 11 月 1 日
大学入試センター理事長裁定

第 1 趣旨

「大学入学共通テスト実施方針」(平成 29 年 7 月 13 日文部科学省公表。以下「実施方針」という。)では、高等学校学習指導要領における英語教育の抜本的改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「聞く」「読む」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テスト(注)の枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用するとされた。

これを具体化するための仕組みとして、独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)において「大学入試英語成績提供システム」(以下「成績提供システム」という。)を設けることとする。

(注) 共通テストは、同「実施方針」において、大学入試センター試験に代わる新たなテストとして平成 32 年度(平成 33 年度入学者選抜)から実施することとされている。

第 2 成績提供システムの概要

本成績提供システムは、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するためのものである。

本成績提供システムにおいては、成績提供システムへの参加要件を満たすことが確認され、資格・検定試験実施主体(以下「実施主体」という。)とセンターとの間で協定書を取り交わされた上で成績提供システムに参加する資格・検定試験について、受検生からセンターへの成績送付の依頼があった回の成績を、センターが一元的に集約し、要請のあった大学等に対し提供する。

集約・提供する成績は、各実施主体が定めるスコア(バンド表示も含む。)、CEFR の段階別表示及び可否(判定している場合)を基本とする。

第 3 運営委員会の設置

成績提供システムの適切な運営を図るため、センターに、関係分野の有識者等で構成する大学入試英語成績提供システム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

運営委員会は、理事長の求めに応じ、成績提供システムへの参加要件、成績提供システムへの参加を希望する実施主体及び資格・検定試験が参加要件を満たしていることの確認等に係る手続、成績提供システムの改善その他の成績提供システムの運営に関する重要事項について、専門的な見地から検討し、理事長に意見を述べる。

理事長は、運営委員会の意見を尊重し、文部科学省との緊密な連携の下に、成績提供システムの運営に努める。

その他、運営委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

第4 成績提供システムへの参加要件

成績提供システムへの参加要件については、独立行政法人大学入試センター新テスト実施企画委員会及び運営委員会の意見を踏まえ、文部科学省と協議の上、理事長が定める。

なお、高等学校学習指導要領との整合性及びCEFRとの対応関係（段階別表示）等については、文部科学省において対応することに留意する。

第5 成績提供システムへの参加要件の確認その他の手続等

成績提供システムへの参加を希望する実施主体及び資格・検定試験が参加要件を満たしていることの確認等に係る手続等については、運営委員会が定める。

附則

この裁定は、平成29年11月1日から施行する。